

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○平成二十三年四月十日に行われる
福島県議会議員の一般選挙にお
ける議員の定数並びに選挙区及び各
選挙区において選挙すべき議員の
数に係る人口の特例に関する条例

条 例

平成二十三年四月十日に行われる福島県議会議員の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に係る人口の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第一号

平成二十三年四月十日に行われる福島県議会議員の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に係る人口の特例に関する条例

平成二十三年四月十日に行われる福島県議会議員の一般選挙により選挙すべき福島県議会の議員の定数につき地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定を適用する場合並びに当該選挙における福島県議会の議員の選挙区につき公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第二項、第三項及び第八項の規定を適用する場合における人口については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第六十八号)附則第二条第一項の規定により、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議 事 課)